

「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令案」等の概要について

1 改正の背景

在留申請手続のオンライン化については、昨年3月29日よりオンラインで在留申請手続を行うための利用申出の受付を開始し、昨年7月25日より在留期間更新許可申請並びにこれと同時に進行する再入国許可申請及び資格外活動許可申請の受付を開始したところである。

また、昨年6月21日に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」及び「経済財政運営と改革の基本方針2019」においては、更なる利便性向上のため、オンラインで申請可能な手続の対象を拡大することとされた。

そこで、オンラインで申請可能な手続の対象を拡大するため、出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正するものである。

2 改正の概要

(1) 「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令案」について

ア 申請対象となる手続

新たにオンライン申請の対象となる手続は、在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請、在留資格取得許可申請及び就労資格証明書交付申請とする。

イ 申請対象となる在留資格

対象となる在留資格については、現行では法別表第一の上欄の在留資格のうち、短期滞在、特定技能及び外交の在留資格が除かれているところ、現行で申請対象として認められている手続及び上記アに記載した申請対象となる手続については、「特定技能」を新たにその対象とする。

さらに、就労資格証明書交付申請の対象となる在留資格は、入管法別表第一の上欄の在留資格（「外交」及び「短期滞在」を除く。）に加え、入管法別表第二の上欄の在留資格及び特別永住者も対象とする。

ウ オンラインシステムを利用できる対象者

オンラインシステムを利用できる対象者については、現行では申請人等から依頼を受けた申請に係る外国人を受け入れている機関の職員や、当該機関等から依頼を受けた弁護士や行政書士であるところ、これらの者に加えて、新たに申請人及び当該機関等から依頼を受けた公益法人の職員及び登録支援機関の職員等についてもその対象とする。

(2) 「出入国管理及び難民認定法施行規則第十九条第三項第一号の規定に基づき出入国在留管理庁長官が定める機関を定める件の一部を改正する件案」について

前記（１）の出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令案（以下、「改正省令案」という。）において、オンラインシステムを利用できる対象者には、外国人を受け入れている機関の職員等のほか、「出入国在留管理庁長官が告示をもつて定める機関の職員」が規定されているところ（改正省令案第 6 1 条の 3 第 4 項第 2 号）、上記の「出入国在留管理庁長官が告示をもつて定める機関」を、「出入国管理及び難民認定法施行規則第十九条第三項第一号の規定に基づき出入国在留管理庁長官が定める機関を定める件の一部を改正する件」が規定する機関とするため、同告示について所要の改正を行うものである。

3 今後の予定

公布日：令和 2 年 3 月

施行日：令和 2 年 3 月